

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

1. 目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施（1～3条）
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務（4条）
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務（5条）
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務（6条）
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務（7条）

2. 基本的施策

（1）消防団の強化

- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定（8条）
- 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発（9条）
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例（10条）
 - ・事業者・大学等の協力（11・12条）
- 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善（13条）
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実（14・15条）
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設（16条）

（2）地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等（17条）
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置（18条）
- 自主防災組織等に対する援助（19条・20条）
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興（21条）

※施行：公布日（平成25年12月13日）

ただし、地区防災計画関係は平成26年4月1日、兼職に関する特例は公布から6月を経過した日